京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン

令和８年１０月

京都市上下水道局

目 次

Ⅰ　はじめに……1
Ⅱ　総合評価方式……1
　１　総合評価方式とは……1
　２　総合評価方式のタイプ……1
　　⑴　簡易型……1
　　⑵　標準型……2
　　⑶　高度技術提案型……2
Ⅲ　総合評価方式の実施……2
　１　対象工事……2
　２　実施手順……2
　３　評価項目と評価基準……2
　４　技術資料の作成……2
　　⑴　技術提案……3
　　⑵　施工計画……3
　　⑶　企業の施工能力……3
　　⑷　担い手の確保……3
　　⑸　配置予定技術者の能力……3
　　⑹　地域貢献……4
　５　技術資料の評価方法……5
　　⑴　標準点……5
　　⑵　加算点……5
　　⑶　評価値……5
　　⑷　評価値の算出方法……6
　６　落札者の決定方法……6
　７　履行確保とペナルティについて……6
　８　その他の留意事項……7
　　⑴　技術資料の評価等……7
　　⑵　評価結果の公表……7
　　⑶　苦情申立て……7
　　⑷　契約変更の取扱い……7
　　⑸　技術資料の取扱い……7

（別紙１）【事前審査型】総合評価方式の実施手順……8
（別紙２）【事後確認型】総合評価方式の実施手順……9
（別紙３）～（別紙７）技術資料に関する評価項目と評価基準……１０
（別紙８）除算方式による総合評価方式の落札者の決定方法……１９
（参考１）総合評価方式タイプ別の体系図……２０
（参考２）総合評価方式タイプ別の評価項目及び加算点一覧表……２１

※　技術資料の様式については、別添資料である「技術資料様式集」で定めます。

Ⅰ はじめに

公共工事は、従来、価格のみによる競争が中心でしたが、公共投資が減少していた中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されていました。

このような背景を踏まえ、平成１７年４月１日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行されました。この法律では、基本理念として、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ企業の技術力など価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって、確保されなければならないとされ、地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

また、平成１７年８月２６日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（以下「基本方針」という。）においては、公共工事の品質確保を図るための主要な取組として、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式が示されました。

京都市では、平成２７年１１月１１日に地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的に京都市公契約基本条例を公布・施行し、市内中小企業の受注等の機会の増大や社会的課題の解決に資する取組の推進等を図っています。

本ガイドラインは、このような社会情勢の変化を踏まえ、品確法及び基本方針の理念を尊重し、総合評価方式の適切な運用を図るため、京都市上下水道局が取り組む総合評価落札方式に関する基本事項を示すものです。

Ⅱ 総合評価方式

１　総合評価方式とは

総合評価方式は、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素（例えば、施工計画、企業の施工能力、配置予定の技術者の能力など）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札に参加する者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする落札方式です。

入札参加者から技術提案を募集し評価することで、企業の技術開発の促進や民間技術を活用した工事の品質の向上につながるとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行う環境が整備されることも期待されます。

２　総合評価方式のタイプ

⑴　簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画を求める場合の総合評価方式のタイプ。工事の現場状況などを踏まえ、適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するため、記述された簡易な施工計画を評価することを基本としています。

⑵　標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等の技術提案を求める場合の総合評価方式のタイプ。例えば、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等が評価項目として挙げられます。

⑶　高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を要する工事に適用される場合の総合評価方式のタイプ。例えば、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観への配慮等が評価項目として挙げられます。

Ⅲ　総合評価方式の実施

京都市上下水道局では、品確法へ対応し、公共工事の品質向上を図るとともに、企業の育成を図ることを目的として、簡易型及び標準型による総合評価方式を実施します。

１ 対象工事

一般競争入札によって契約を締結する工事のうち予定価格が２億円以上で技術的工夫の余地がある工事又は、特に必要と認めた工事を対象とします。ただし、対象工事及び総合評価方式のタイプの選定に当たっては、工事ごとに、施工の難易度に伴う技術的な工夫の大小、技術提案の必要性、事業の進ちょく状況及びスケジュールその他の発生の要件を総合的に勘案して判断するものとします。

２　実施手順

【事前審査型】及び【事後確認型】の総合評価方式の手順は（別紙１、２）のとおりとします。

３　評価項目と評価基準

評価項目と評価基準は、個別工事の特性によって、工事ごとに定めるものとします。

また、必要に応じて配置予定技術者に対しヒアリングを行うこととします。

＊「技術資料に関する評価項目と評価基準」（別紙３）～（別紙７）参照

ただし、これによらない場合は、「技術資料に関する評価項目と評価基準」（別紙３）～（別紙７）に準拠して定めるものとします。

４　技術資料の作成

技術資料は、入札参加者が工事ごとに定められた評価項目について所定の様式を用いて作成し、技術資料提出書（様式１）に添付して提出することを求めます。作成に当たっては、当該工事に係る設計図書の内容を十分理解したうえで漏れのないように記載しなければなりません。

また、技術的所見については、手法等について具体的に記載し、その効果についてもでき

るだけ詳細に記載するとともに、各様式に記載された注意事項を厳守し、所定の用紙サイズ、枚数で作成することとします。

なお、作成に当たっては、次の評価項目と様式を参考として示します。

⑴　技術提案

ア　工事目的物の性能・機能の向上に関する事項（様式２）

イ　社会的要請への対応に関する事項（様式３）

また、下記⑵～⑸の評価項目については簡易型における適用を基本としますが、標準型においても工事の特性により適用する場合があります。

⑵　施工計画

評価項目ごとの様式は、（様式４）から（様式８）までを基本とし、具体的な記載内容については、工事ごとに定めます。

ア　工程管理に係る技術的所見（様式４）

イ　品質管理に係る技術的所見（様式５）

ウ　安全管理に係る技術的所見（様式６）

エ　施工管理に係る技術的所見（様式７）

オ　その他施工上配慮が必要な項目（様式８）

⑶　企業の施工能力

ア 同種又は類似の公共工事の施工実績（様式９）

(ｱ)元請として受注し、○年度※（過去１０年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事の中から代表的なものを１件記載することとします。

(ｲ) 上記の同種工事、類似工事の内容は、工事ごとに定めます。

(ｳ) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率２０％以上の場合に限ります。

(ｴ) 共同企業体で応募する場合は、代表者となる構成員の実績とします。

イ 建設業労働災害防止協会（建災防）への加入の有無　（様式１０）

建災防への加入を、労働災害防止の自主的な活動として評価します。

(ｱ) 共同企業体で応募する場合は、代表者となる構成員の実績とします。

⑷　担い手の確保　（様式１１）

ア　建設キャリアアップシステムの利用状況

下表に定める全ての実施事項について､建設キャリアアップシステムの利用状況について、下表に定める全ての実施内容を履行する場合は評価します。

実施内容	履行状況確認基準
①　事業者登録	受注した事業者を登録すること
②　現場登録(管理者 ID 登録)	受注した現場を登録すること
③　技能者登録	１名以上の技能者を登録すること
④　就業履歴蓄積	現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を１名以上蓄積すること

履行状況の確認方法については、監督職員が履行状況を記載したＣＣＵＳから出力される帳票等の提示を求めることにより、確認するものとします。

⑸　配置予定技術者の能力

ア　同種又は類似の公共工事の施工実績（様式１２）

(ｱ)元請として受注し、○年度（過去１０年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事のうち、配置予定技術者が、監理技術者又は主任技術者として従事した工事の中から代表的なものを１件記載することとします。(ｲ) 同種工事、類似工事の内容は、工事ごとに定めます。

(ｳ) 共同企業体の構成員としての施工実績は、監理技術者又は主任技術者として従事していた場合で、かつ出資比率が２０％以上の場合に限ります。

(ｴ) 共同企業体で応募する場合は、代表者となる構成員の実績とします。

(ｵ) 配置予定技術者の従事期間については、原則として、当初契約工期の全期間を従事したもの。ただし、１年を超える当初契約工期を有する工事は、１年以上の期間を従事期間とします。

イ ＣＰＤの取得状況（様式１３）

(ｱ) 過去１年間における配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）に係る継続教育（ＣＰＤ）の取組状況について、次の団体の下表に示す水準に応じ評価します。ただし、単一企業の社内研修会は単位数算定の対象外とする場合があります。

団　体　名	評　価　対　象
(一社)全国土木施工管理技士会連合会(CPDS)	２０ユニット／年　以上
(公社)日本技術士会	５０CPD 時間／年　以上
(公社)土木学会	５０CPD 単位／年　以上
その他の建設系 CPD 協議会加盟団体	各団体の推奨単位以上

(ｲ) 過去１年間の継続教育（CPD）とは、公告日の前年度１年間（４月１日から３月３１日まで）とします。

(ｳ) 各団体が発行する技術者証の写し及び、学習履歴を証明する証明証の写しを添付することとします。

※ＣＰＤ：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明しています。

(ｴ) 共同企業体で応募する場合は、代表者となる構成員の実績とします。

⑹ 地域貢献

ア　下請契約を締結する場合に、京都市内に本店を有する中小企業（以下「市内企業」という。）の中から選定する取組について評価します（様式１４）。

イ　工事成績評定（様式１５）。

(ｱ) 上下水道局が発注した工事で、○年度（過去５年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの当局発注の評定対象工事（緊急工事※も含む）の平均工事成績により評価します。

※京都市上下水道局緊急工事契約取扱要綱第２条に規定する緊急工事

(ｲ)　共同企業体による工事の場合は、構成員の平均工事成績により評価します。

(ｳ)　各企業の工事成績評定を平均するに当たって、市外の企業が構成員に含まれる場合、分母に含みますが、分子には含みません。ただし、ＷＴＯ対象案件で、代表者企業が市外の企業の場合は、分母からも除外します。

※分母からの除外については、入札参加資格との整合性を確認し、判断することとします。

【工事成績評定平均点：計算例】

① WTO 対象案件（代表企業 A：市外企業、構成員 B,C,D：市内企業３社）
平均工事成績評定　＝　（B＋C＋D）／３

② WTO 対象案件（代表企業 A：市外企業、構成員 B（市外企業）、C,D：市内企業２社）
平均工事成績評定　＝　（C＋D）／３

③ 標準型（代表企業 A：市外企業、構成員 B,C,D：市内企業３社）
平均工事成績評定　＝　（B＋C＋D）／４

④ 標準型（代表企業 A：市内企業、構成員 B,C,D：市内企業３社）
平均工事成績評定　＝　（A＋B＋C＋D）／４

※工事成績評定平均点は、数値の小数点以下１桁目を四捨五入し、整数とします。

【各構成員の工事成績評定平均点：計算例】

a 工事：７８点
b 工事：８２点
c 工事：８１点
平均工事成績評定　＝　（７８＋８２＋８１）／３＝８０．３点

※各構成員の工事成績評定平均点は、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁までの数値とする。

５ 技術資料の評価方法

⑴ 標準点

標準点は、「【事前審査型】及び【事後確認型】総合評価方式の実施手順」（別紙１、２）に示す技術資料の提出期日まで又は入札時に、必要事項等について記載漏れのない技術資料を京都市上下水道局に提出した入札参加者に対して、１００点を与えます。

⑵ 加算点

ア　加算点は、入札参加者から提出された技術提案（施工計画等）、企業の施工能力等の技術資料を評価し点数化した合計値とします。

イ　加算点の満点は最大で標準型については３０点、簡易型については２０点とします。

ウ　加算点の配点は、イの範囲内において工事ごとに定めるものとします。

＊「技術資料に関する評価項目と評価基準」（別紙３）～（別紙７）参照

⑶ 評価値

ア　評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値とします。

イ　評価値は、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下１１桁目を四捨五入し、

小数点以下１０桁目までの値とします。ただし、評価値が同点になる場合は、小数点第１１桁目以下の値まで比較して順位を決定するものとします。

⑷　評価値の算出方法

評価値＝技術評価点÷入札価格

＝（標準点＋加算点）÷入札価格

６　落札者の決定方法

入札価格が予定価格内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の評価結果に基づき、算出した評価値の最も高い者を、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者とします。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが義務付けられており、その際に、落札者決定時についても意見を聴くよう求められた場合のみ、必要となります。

＊「除算方式による総合評価方式の落札者の決定方法」（別紙８）参照

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、競争入札参加資格の確認を取り消します。

ア　技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合

イ　技術資料に誤記又は記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができない場合

ウ　提出資料の様式が定められたものと異なる場合

エ　技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合

オ　技術資料の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合

カ　他の技術資料提出者の記載内容の全部又は一部が同一であると判断できる場合

キ　技術資料に虚偽の記載があった場合

７　履行確保とペナルティについて

⑴　受注者が技術資料に記載した事項については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行するものとします。ただし、発注者から別途指示があった場合は、この限りではありません。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとします。

⑵　受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、施工体制一般の項目において工事成績評定点を減じることとします。

なお、技術資料に記載した事項を達成する意志が受注者に認められないなど、受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第２７条第１項の規定に基づき参加停止の措置を採る場合があります。

⑶　受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収します。

違約金（税抜き）＝Ａ－Ａ×｛（Ｂ＋Ｃ２）÷（Ｂ＋Ｃ１）｝

ただし

Ａ　：当初の入札金額

Ｂ　：標準点（１００）

Ｃ１：入札時の技術提案に基づく加算点

Ｃ２：技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点以下第４位未満を切り捨てます。

違約金は、１円未満を切り捨てます。

８　その他の留意事項

⑴　技術資料の評価等

総合評価方式の適用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な評価を行うものとします。

⑵　評価結果の公表

評価結果は、別に定める様式で公表します。公表する事項は、①工事名称、②開札日、③予定価格、④低入札調査基準価格等、⑤落札者名、⑥入札参加者の入札額、⑦入札参加者の技術評価点、⑧入札参加者の評価値とします。

⑶　苦情申立て

入札及び契約に係る苦情申立てについての取扱いは、別の定めによるものとします。

⑷　契約変更の取扱い

技術資料に記載された内容については、原則として変更契約の対象としません。ただし、契約締結後、天災その他の不可抗力による条件変更が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術資料の記載内容に基づき作成された施工計画の見直しを行うものとします。

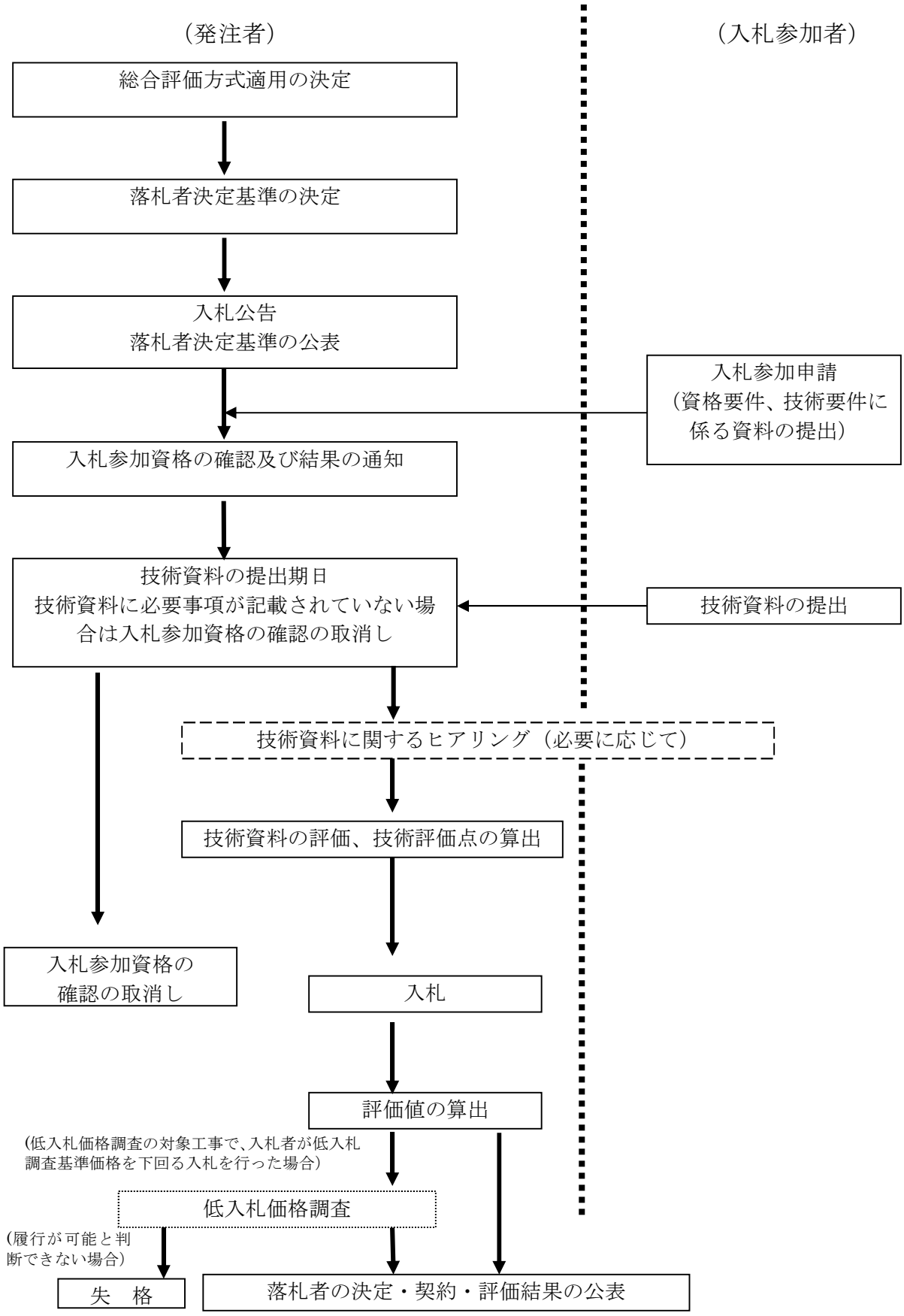
⑸　技術資料の取扱い

技術資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は返却しないものとします。

また、発注者は、技術資料に記載された内容については、提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし、提出された技術資料は、技術審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。

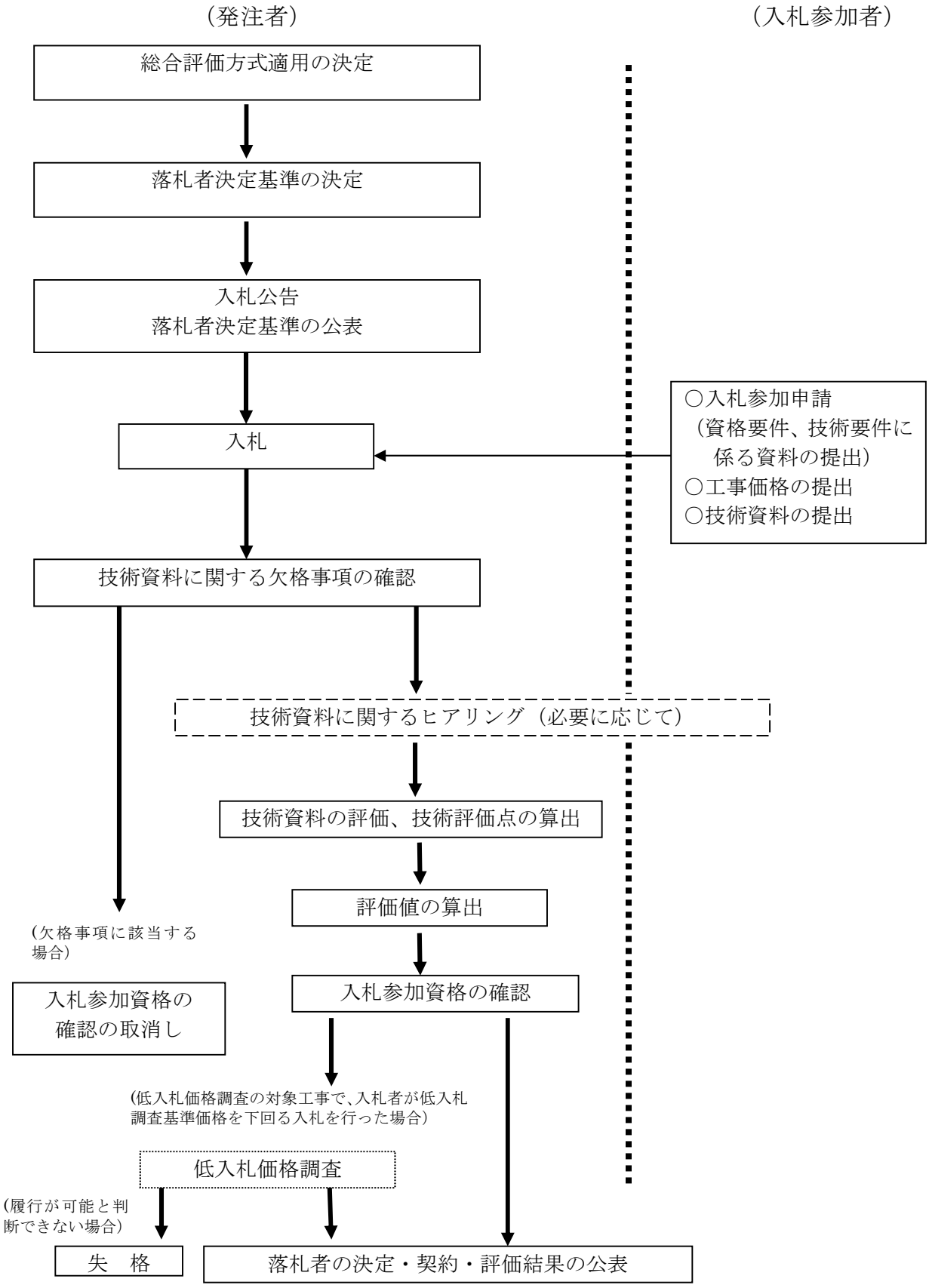
（別紙　１）

【事前審査型】総合評価方式の実施手順



（別紙　２）

【事後確認型】総合評価方式の実施手順



（別紙 ３）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（簡易型の例：技術的な工夫の余地が小さい場合）

分類	評価項目	配点表		評価基準
施工計画	①工程管理に係る技術的所見	2	10	各項目の技術的所見について、次のとおり評価する。 a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果の高いもの （２点） b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの （１点） c 適切であるが具体的な工夫が見られないもの （０点）
	②品質管理に係る技術的所見	2		
	③安全管理に係る技術的所見	2		
	④施工管理に係る技術的所見	2		
	⑤その他施工上配慮が必要な項目に係る技術的所見	2		
担い手の確保	建設キャリアアップシステムの利用状況	1	1	a 次の実施事項を全て履行する場合 （１点） ①事業者登録 受注した事業者を登録 ②現場登録(管理者 ID 登録) 受注した現場を登録 ③技能者登録 １名以上 ④就業履歴蓄積 現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を１名以上蓄積 b 上記に該当しない場合 （０点）
企業の施工能力	①元請として受注し、○年度（過去 10 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事の実績	1	2	同種又は類似工事の実績あり （１点） 実績なし （０点）
	②建設業労働災害防止協会（建災防）への加入の有無	1		有り （１点） なし （０点）
配置予定技術者の能力	①元請として受注し、○年度（過去 10 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事のうち、配置予定技術者が、監理技術者又は主任技術者として従事した実績	2	3	監理技術者又は主任技術者としての同種工事の実績あり （２点） 監理技術者又は主任技術者としての類似工事の実績あり （１点） 実績なし （０点）
	②配置予定技術者の CPD 単位の取得	1		評価対象単位以上 （１点） 評価対象単位未満 （０点）
地域貢献	（貢献度）＝（市内一次下請総数）÷（一次下請総数）×100(%)	2	2	a 貢献度が 50%以上の場合 （２点） b 貢献度が 25%以上 50%未満の場合 （１点） c 貢献度が 25%未満の場合 （０点）
	○年度（過去 5 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの当局発注の評定対象工事の工事成績評定点（緊急工事含む）の平均値 ※構成員の平均工事成績評定点	2	2	a 平均点が 80 点以上の場合 （２点） b 平均点が 70 点以上 80 点未満の場合 （１点） c 平均点が 70 点未満の場合 （０点）
加算点計		20	20	

注１ 施工計画のうち評価の対象とする項目は上表から３つ以上選択するものとし、配点及び評価基準ごとの加点は、工事の特性を勘案して工事ごとに定めることとする。

２ 企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の項目における同種又は類似工事の内容は、工事ごとに定める

ものとする。
3　企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献の項目に係る実績については、その実績を確認できる書類も併せて提出すること。
4　提出資料が、「本文Ⅲ６落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は、競争入札参加資格の確認を取り消す。
5　企業の施工能力、配置予定技術者の能力の項目については、実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は、欠格事項に該当するものとする。
6　必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。（例えば、技術資料のうち施工計画に関するヒアリングを実施し、各評価項目の評価に反映するなどが考えられる。）
7　表に基づく各評価項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下１桁目を四捨五入し、整数値とする。

（別紙 ４）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（標準型の例：市内業者対象工事）

<table>
<tr><th>分類</th><th colspan="2">評価項目</th><th colspan="2">配点</th><th>評価基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">技術提案</td><td rowspan="2">工事目的物の性能・機能の向上に関する事項</td><td>①工事目的物の品質向上への取組</td><td>6</td><td rowspan="3">18</td><td rowspan="3">各評価項目の技術的所見について、次のとおり評価する。

a　提案内容に特に優位な工夫があり、かつ、効果の高いもの　（６点）
b　提案内容に優位な工夫のあるもの　（３点）
c　提案内容が適切ではあるが、一般的な事項であるもの　（０点）</td></tr>
<tr><td>②現場条件を反映した最適な施工を行なうための取組</td><td>6</td></tr>
<tr><td>社会的要請への対応に関する事項</td><td>③環境維持のための取組</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施工計画</td><td colspan="2">①　工程管理に係る技術的所見</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">a　現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果の高いもの　（２点）
b　現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られる　（１点）
※工事の特性を勘案して選択する。　的な工夫が見られないもの　（０点）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②　品質管理に係る技術的所見</td></tr>
<tr><td colspan="2">③　安全管理に係る技術的所見</td></tr>
<tr><td colspan="2">④　施工管理に係る技術的所見</td></tr>
<tr><td>担い手の確保</td><td colspan="2">建設キャリアアップシステムの利用状況</td><td>1</td><td>1</td><td>a　次の実施事項を全て履行する場合　（１点）
①事業者登録　受注した事業者を登録
②現場登録(管理者 ID 登録)　受注した現場を登録
③技能者登録　１名以上
④就業履歴蓄積　現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を１名以上蓄積
b　上記に該当しない場合　（０点）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">企業の施工能力</td><td colspan="2">①元請として受注し、○年度（過去 10 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事の実績</td><td>1</td><td rowspan="2">2</td><td>同種又は類似工事の実績あり　（１点）
実績なし　（０点）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②建設業労働災害防止協会（建災防）への加入の有無</td><td>1</td><td>有り　（１点）
なし　（０点）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配置予定技術者の能力</td><td colspan="2">①元請として受注し、○年度（過去 10 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種又は類似工事のうち、配置予定技術者が、監理技術者又は主任技術者として従事した実績</td><td>2</td><td rowspan="2">3</td><td>監理技術者又は主任技術者としての同種工事の実績あり　（２点）
監理技術者又は主任技術者としての類似工事の実績あり　（１点）
実績なし　（０点）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②配置予定技術者の CPD 単位の取得</td><td>1</td><td>評価対象単位以上　（１点）
評価対象単位未満　（０点）</td></tr>
<tr><td>地域貢献</td><td colspan="2">（貢献度）＝（市内一次下請総数）÷（一次下請総数）×100(%)</td><td>2</td><td>2</td><td>a　貢献度が 50%以上の場合　（２点）
b　貢献度 25%以上 50%未満の場合　（１点）
c　貢献度が 25%未満の場合　（０点）</td></tr>
</table>

	○年度（過去5年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの当局発注の評定対象工事の工事成績評定点（緊急工事含む）の平均値 ※構成員の平均工事成績評定点	2	2	a 平均点が80点以上の場合 （2点） b 平均点が70点以上80点未満の場合 （1点） c 平均点が70点未満の場合 （0点）
加算点計		30	30	

注1　技術提案のうち評価の対象とする項目、配点及び評価基準ごとの加点は、工事の特性を勘案して工事ごとに定めるものとする。

2　施工計画の評価項目については、工事の特性を勘案して選択するものとする。

3　企業の施工能力及び配置予定技術者の能力の項目における同種又は類似工事の内容は、工事ごとに定めるものとする。

4　企業の施工能力、配置予定技術者の能力の項目に係る実績については、その実績を確認できる書類も併せて提出すること。

5　提出資料が、「本文Ⅲ6落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は、競争入札参加資格の確認又は指名を取り消す。

6　企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献の項目については、実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は、欠格事項に該当するものとする。

7　必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。（例えば、技術資料のうち技術提案に関するヒアリングを実施し、各評価項目の評価に反映するなどが考えられる。）

8　表に基づく各評価項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下1桁目を四捨五入し、整数値とする。

（別紙 ５）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（標準型の例：特に技術力を要するもので市内要件を付さない工事）

分類	評価項目		配点		評価基準
技術提案	工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	①工事目的物の品質向上への取組	8	22	各評価項目の技術的所見について、次のとおり評価する。 a　提案内容に特に優位な工夫があり、かつ、効果の高いもの　（８点）or（６点） b　提案内容に優位な工夫のあるもの　（４点）or（３点） c　提案内容が適切ではあるが、一般的な事項であるもの　（０点）
		②現場条件を反映した最適な施工を行なうための取組	8		
	社会的要請への対応に関する事項	③環境維持のための取組	6		
施工計画	①工程管理に係る技術的所見		2	2	a 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、かつ、効果の高いもの　（２点） b 現地の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるもの　（１点） c 適切であるが具体的な工夫が見られないもの　（０点）
	②品質管理に係る技術的所見				
	③安全管理に係る技術的所見				
	④施工管理に係る技術的所見				
担い手の確保	建設キャリアアップシステムの利用状況		1	1	a　次の実施事項を全て履行する場合　（１点） ①事業者登録　受注した事業者を登録 ②現場登録(管理者 ID 登録)　受注した現場を登録 ③技能者登録　１名以上 ④就業履歴蓄積　現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を１名以上蓄積 b　上記に該当しない場合　（０点）
配置予定技術者の能力	元請として受注し、○年度（過去 10 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの国又は地方公共団体発注の同種工事のうち、配置予定技術者が、監理技術者として従事した実績		2	2	監理技術者としての同種工事の実績あり　（２点） 実績なし　（０点）
地域貢献	（貢献度）＝（市内一次下請総数）÷（一次下請総数）×100(%)		1	1	a 貢献度が 25%以上の場合　（１点） b 貢献度が 25%未満の場合　（０点）
	○年度（過去 5 年間）から技術資料の提出期日までに完成済みの当局発注の評定対象工事の工事成績評定点（緊急工事含む）の平均値 ※構成員の平均工事成績評定点		2	2	a 平均点が 80 点以上の場合　（２点） b 平均点が 70 点以上 80 点未満の場合　（１点） c 平均点が 70 点未満の場合　（０点）
加算点			30	30	

注１　技術提案のうち評価の対象とする項目、配点及び評価基準ごとの加点は、工事の特性を勘案して工事ごとに定めるものとする。

２　施工計画の評価項目については、工事の特性を勘案して選択するものとする。

３　配置予定技術者の能力の項目における同種工事の内容は、工事ごとに定めるものとする。

4　配置予定技術者の能力の項目に係る実績については、その実績を確認できる書類も併せて提出すること。
5　提出資料が、「本文Ⅲ６落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は、競争入札参加資格の確認又は指名を取り消す。
6　配置予定技術者の能力の項目については、実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は、欠格事項に該当するものとする。
7　必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行う。（例えば、技術資料のうち技術提案に関するヒアリングを実施し、各評価項目の評価に反映するなどが考えられる。）
8　表に基づく各評価項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下１桁目を四捨五入し、整数値とする。

（別紙 ６）

技術資料に関する評価項目と評価基準
（施工計画に係る評価項目の例）

1　施工計画

⑴　工程管理について（様式４）

例　本工事の施工に当たっては、○○○○の一部を占用するため、交通規制を行う必要がある。このため、交通の支障とならないように、規制期間の短縮が求められる。
施工方法及び工程の短縮を十分検討したうえで、実施工程を記載すること。
なお、工程短縮を図る具体的な方法についても明記すること。
注　本工事の工期は令和○○年○月○日限り（契約の日から○○日）とする。

具体的な事例
交通規制期間の短縮に係る工程管理
施工期間の制限に係る工程管理（河川出水期・観光行楽期・厳冬期）
別工事（同現場での前工事・同時期施工の工事・隣接工事）との調整に係る工程管理

⑵　品質管理について（様式５）

例　本工事の施工条件を十分に踏まえ、○○○○に係る品質管理について、留意点と具体的な対策を記載すること。

具体的な事例
コンクリート打設に係る品質管理
プレキャストＰＣ床版の架設における、たわみ及び通りの管理
床版防水層の施工に係る品質管理
管路の埋設における埋戻材の締固めに係る品質管理
ソイル壁設置及び特殊マンホールの施工に係る品質管理

⑶　安全管理について（様式６）

例　本工事の現場条件を十分に踏まえ、交通規制の方法と安全対策について、配慮すべき事項を挙げて、その理由と具体的な対策を記載すること。

具体的な事例
工事中の通行車両の安全確保
工事車両の周辺への配慮
周辺観光客への安全対策
夜間工事における歩行者への安全対策
交通規制時の留意点とその安全対策
通学路における登下校時の安全対策

⑷　施工管理について（様式７）

例 1 本工事の現場条件及び施工条件を十分に踏まえ、CO2 の削減対策や工事に伴う騒音・振動・粉塵等の低減対策について、具体的に記載すること。

具体的な事例
建設機械の CO2 排出量削減方法
近隣に、教育施設や医療施設、周辺住民がある場合の騒音・振動・粉塵等の低減対策
商店街の営業活動への影響が最小となる施工方法
観光地において早期開放の必要がある通路の施工方法

例 2 本工事の施工条件を十分に踏まえ、○○○○の施工管理について、留意点と具体的な対策を記載すること。

具体的な事例 周辺地盤及び周辺建造物への影響が懸念される箇所での鋼矢板の施工管理 商店街管理のアーケードに影響を与えないための施工管理 橋面舗装工に係る施工管理 護岸工事における切土法面の管理

⑸ その他施工上配慮が必要な項目について（様式８）

例 その他施工上配慮が必要な項目を最大○項目まで記載し、その選定理由と具体的な施工計画について記載すること。

（別紙 ７）

技術資料に関する評価項目と評価基準

（技術提案に係る評価項目の例）

１ 技術提案

⑴ 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項について（様式２）

具体的な事例 構造物の初期性能の持続性 強度、耐久性の向上 供用性の向上 特別な品質管理・出来形管理（トンネル等）

⑵ 社会的要請の対応に関する事項について（様式３）

具体的な事例 環境の維持（騒音、振動、水質汚濁（工事排水のｐＨ、ＳＳ）、地盤沈下等） 交通の確保（規制車線数、規制日数の短縮等） 特別な安全対策（周辺住民対策・歩行者用通路幅等） 省資源対策又はリサイクル対策（間伐材の使用、分別解体等） 工事期間の短縮

（別紙 ８）

除算方式による総合評価方式の落札者の決定方法

１　総合評価の方法

以下により、算出される評価値を持って総合評価し、評価値が最も高い者を落札者とします。

⑴　基準評価値＝１００／予定価格

⑵　評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

⑶　標準点 a＝１００点

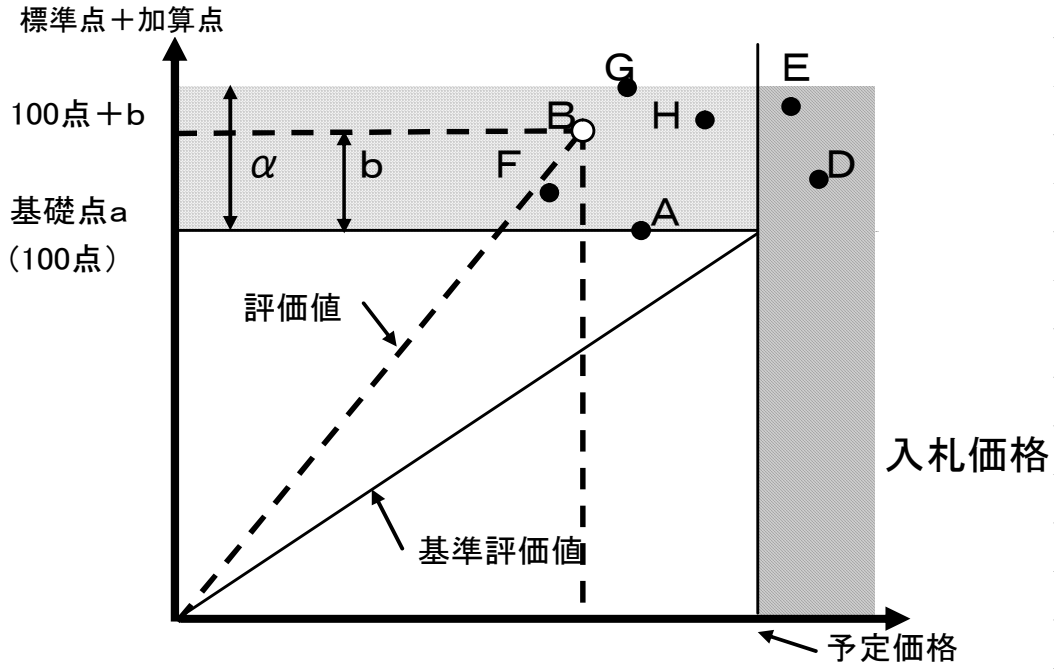
⑷　加算点α＝簡易型：最大２０点、標準型：最大３０点

２　落札者の決定（予定価格が 2 億円、入札参加者が 7 社の場合）

入札者	標準点 a	加算点 b	合計点数 c＝a＋b	入札価格 d（円）	評価値×10^8 e＝c／d	評価順位
A	100	0.0	100.0	190,000,000	52.632	５
B	100	8.8	108.8	185,000,000	58.811	１
C	－	－	－	－	－	資格なし
D	100	3.5	103.5	230,000,000	－	予定価格超過
E	100	9.4	109.4	210,000,000	－	予定価格超過
F	100	4.7	104.7	180,000,000	58.167	２
G	100	10.0	110.0	190,000,000	57.895	３
H	100	8.8	108.8	195,000,000	55.795	４

注１　評価値は小数点以下１１桁目を四捨五入し、小数点以下１０桁とする。

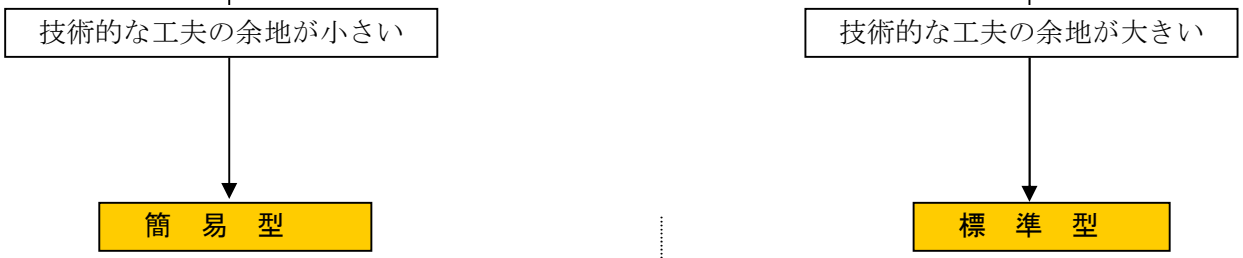
注２　Ｃは技術資料が不適格のため、入札参加資格なし



参考１　総合評価方式タイプ別の体系図

落札者決定方法:加算点による除算方式

一般競争入札により契約を締結する土木工事のうち予定価格が２億円以上において、技術的工夫の余地がある工事又は、特に必要と認めた工事



簡　易　型

【評価項目】

●施工計画
●担い手の確保

●企業の施工能力
●配置予定技術者の能力

●地域貢献

標　準　型

【評価項目】

●**技術提案**（工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応等）

●施工計画
●担い手の確保

●企業の施工能力（市内業者対象）
●配置予定技術者の能力

●地域貢献

参考２　総合評価方式タイプ別の評価項目及び加算点一覧表

評価項目			簡易型			標準型					
			技術的な工夫の余地が小さい場合			技術的な工夫の余地が大きい場合					
						市内業者対象工事			特に技術力を要するもので市内要件を付さない工事		
技術提案	工事目的物の性能・機能の向上に関する事項	①工事目的物の品質向上への取組	―			6	18		8	22	
		②現場条件を反映した最適な施工を行うための取組				6			8		
	社会的要請への対応に関する事項	③環境のための取組				6			6		
施工計画	①　工程管理に係る技術的所見		2	10		↑2↓	2		↑2↓	2	
	②品質管理に係る技術的所見		2								
	③安全管理に係る技術的所見		2								
	④施工管理に係る技術的所見		2								
	⑤その他施工上配慮が必要な項目に係る技術的所見		2								
担い手の確保	建設キャリアアップシステムの利用状況		1	1		1	1		1	1	
企業の施工能力	①同種又は類似の公共工事(※１)の受注実績（同種又は類似の公共工事の有無）		1	2	過去 10 年間の実績	1	2	過去 10 年間の実績		―	
	②建災防への加入の有無		1			1					
配置予定技術者の能力	①同種又は類似の受注公共工事(※１)における監理技術者・主任技術者の配置実績		2	3	過去 10 年間の実績	2	3	過去 10 年間の実績	2	2	過去 10 年間の実績
	②配置予定技術者のＣＰＤ単位の取得		1			1					
地域貢献	（貢献度）＝（市内一次下請総数）÷（一次下請総数）×100(%)		2	2		2	2		1	1	
	当局発注の工事成績評定点（緊急工事含む）の平均値		2	2	過去５年間の実績	2	2	過去５年間の実績	2	2	過去５年間の実績
	加算点計		２０			３０			３０		

※１　国又は地方公共団体発注の工事

21

平成２２年７月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	制定
平成２３年７月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定
平成２４年７月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定
平成２５年７月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定
平成２６年６月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定
平成２８年７月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定
令和　３年９月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定
令和　８年10月	京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン	改定